国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則

［平成２７年４月１日
規則第２９号］
改正　平成２７年１０月２３日
規則第３７号
平成２９年３月２９日
規則第１８号
令和２年１０月１６日
規則第１６号
令和４年３月１４日
規則第２０号
令和８年６月２２日
規則第２４号

（趣旨）
第１条　この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則第９条第４項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）が行う国立大学法人鹿屋体育大学の学長（以下「学長」という。）の候補者の選考に関し、必要な事項について定めるものとする。

（学長選考手続管理委員会）
第２条　選考会議は、学長選考に関する事務を管理するため、学長選考手続管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。
２　管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（選考の時期）
第３条　学長候補者の選考は、次の各号の一に該当するときに行うものとする。
⑴ 学長の任期が満了するとき。
⑵ 学長が辞任を申し出たとき。
⑶ 学長が解任されたとき。
⑷ 学長が欠員となったとき。
２　学長候補者の選考は、次に掲げるとおりとする。
⑴ 前項第１号に該当するときは、原則として任期満了の３月以前に行うものとする。
⑵ 前項第２号、第３号又は第４号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき、速やかに行うものとする。

（学長候補者の資格基準）
第４条　学長候補者は、国大法第 12 条第６項に規定する能力を有し、選考会議が定める基準（以下「学長選考基準」という。）を満たす者とする。
２　学長選考基準は、選考会議が別に定める。

（選考開始の公示）
第５条　選考会議は、学長候補者を選考するときは、学長選考基準、選考日程及びその他必要な事項を定め、公示（以下、「選考開始の公示」という。）するものとする。

（学長候補者の募集）
第６条　学長候補者の募集は、公募とし、応募又は推薦によるものとする。

２　前項の応募による場合は、大学（短期大学）等で教育・研究等に従事している者もしくは従事していた者及び体育大学の特性を熟知している者３名からの推薦を必要とする。
３　第１項の推薦による場合は、前条に規定する選考開始の公示の日（以下「選考開始公示日」という。）において、第13条に規定する投票資格者名簿に登録された者及び経営協議会の学外委員（以下「推薦者」という。）が、３名の連署をもって１名の者を推薦できるものとする。この場合において、推薦は被推薦者の同意を得て行うものとする。
４　公募に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（審査）
第７条　選考会議は、前条の規定により公募に応募した者又は推薦された者（以下「学長選考応募者」という。）について、学長選考基準等に基づき審査を行うものとする。
２　前項に規定する審査は、第１次審査及び第２次審査とするものとする。

（第１次審査）
第８条　第１次審査は、書類審査の方法により行うものとする。
２　選考会議は、前項の審査により、学長選考応募者のうちから、５名以内の者を、第１次学長候補者として選考するものとする。

（第２次審査）
第９条　第２次審査は、面接審査の方法により行うものとする。
２　選考会議は、前項の審査により、第１次学長候補者のうちから、３名以内の者を、第２次学長候補者として選考するものとする。

（意見表明）
第10条　選考会議は、第２次学長候補者が意見を表明できる機会を設けるものとする。

（意向聴取の方法）
第11条　選考会議は、第２次学長候補者に対する学内者の意向聴取を投票により実施（以下「意向投票」という。）することができるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、第２次学長候補者が１名の場合、当該者について信任投票を行うことができるものとする。
３　意向投票に関し必要な事項は、別に定める。

（学長選考応募者等の公表等）
第12条　選考会議は、学長選考応募者、第１次学長候補者及び第２次学長候補者を確定したときは、公表又は閲覧に供するものとする。

（投票資格者）
第13条　第11条に規定する意向投票及び信任投票の投票資格者は、選考開始公示日に鹿屋体育大学に在職し、意向投票の日において引き続き在職する次に掲げる者とする。
(1) 専任の教授、准教授、講師及び助教
(2) 事務局次長、課長、室長及び副課長
(3) 役員（監事を除く。）
２　前項の規定にかかわらず、選考開始公示日において次の各号に該当する者は、投票資格を有しないものとする。
(1) 休職中の者
(2) 停職中の者
(3) 育児又は介護休業中の者（部分休業中の者を除く。）

（投票）
第14条　投票は、第２次学長候補者について、単記無記名投票の方法により行うものとする。この場合において、投票の当日自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができるものとする。
２　不在者投票に関し必要な事項は、別に定める。

（投票結果の報告）
第15条　管理委員会は、投票が終了したときは、速やかに、その結果を選考会議に報告するとともに、学内のみに公表するものとする。

（決定、公表等）
第16条　選考会議は、意向投票の結果を参考に、学長候補者を決定するものとする。
２　選考会議は、学長候補者の決定を行った後、速やかに鹿屋体育大学通則第９条第３項に基づき、下記の事項を公示し、公表するものとする。
(1) 学長選考の結果
(2) 選考会議の選考により学長として選考された者について、選考会議が当該者を選考した理由
(3) 選考会議における学長の選考の過程
３　選考会議は、学長候補者の決定を行った後、速やかに、学長へ報告するものとする。

（再選考）
第17条　選考会議は、前条第１項の候補者が次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、再選考を行うものとする。
(1) 辞退したとき。
(2) 真にやむを得ない事情により学長に就任できなくなったとき。
２　選考会議は、前項に定めるもののほか、学長候補者としてふさわしくない行為、事実等が判明した場合、学長候補者としての決定を取り消し、再選考を行うものとする。この場合、その旨を公示するものとする。
３　選考会議は、第１項及び第２項の規定に基づき再選考を行う場合、第８条第２項に規定する第１次学長候補者のうちから、前２項の者を除き、第２次審査から行うものとする。
４　選考会議は、再選考において、面接審査を省略することができるものとする。

（任期等）
第18条　学長の任期は、国大法第15条第１項の規定に基づき、選考会議が別に定める。

（学長の解任）
第19条　学長の解任は、選考会議の議を経て、選考会議議長の名において、文部科学大臣へ申し出るものとする。
２　学長の解任に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

（規則の解釈）
第20条　この規則の解釈について疑義があるときは、選考会議が決定するものとする。

（雑則）
第21条　この規則に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定めるものとする。

附 則
１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　第 18 条の規定にかかわらず、この規則が施行される日において現に在職する学長の任期は、平成２８年7月３１日までとする。

附　則（平成２７．１０．２３規則第３７号）
この規則は、平成２７年１０月２３日から施行する。

附　則（平成３０．３．２９規則第１８号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２．１０．１６規則第１６号）
この規則は、令和２年１０月１６日から施行する。

附　則（令和４．３．１４ 規則第２０号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和８．６．２２ 規則第２４号）
この規則は、令和８年６月２２日から施行する。